

「手話機能障害は言語障害」 の判決をかちとる

弁護士 田原 裕之

11月25日、名古屋地方裁判所で、「聴覚障害者の手話機能障害は言語障害にあたる」という画期的な判決を得ました。

原告の大矢さんは聴覚障害者で手話でコミュニケーションを図っていましたが、交通事故に遭って、主に右肩と左手首の動きが悪くなるという後遺障害が残りました。自賠責で「運動障害」の後遺症が認定されたのですが、「手話が困難になった」ことが賠償対象とされなかったことに納得ができず、民事裁判に訴えたのです。

提訴から1年10か月、今回の判決は大矢さんの訴えを正面から認めたものです。判決を聞いた大矢さんはご主人と抱き合って喜ばれていましたし、傍聴されていた方、手話通訳者の方からも喜びの声があがりました。涙を流

されている方もおられ、今回の判決がいかに関心されているのかを私自身、目の当たりにすることができました。

「聴覚障害者が交通事故で手話が困難になる」という事件は、これまでもあったはずですが。私も依頼を受けた後、調査してみましたが、前例が見つかりませんでした。これまで、このような被害を受けた方は、手話の困難さについての賠償は受けてこなかったのでしょうか。そのような事案であったため、新聞テレビでも大きく報道されました。

日本は「障害者権利条約」をまだ批准していませんが、障害者の権利を実現していく確かなステップを築くことができたと思います。